

平成29年度第1回さぬき市地域包括支援センター運営協議会 会議要旨（要約）

- 1 日 時 平成29年8月4日（金） 14:00～16:00
- 2 場 所 さぬき市福祉事務所2階201・202会議室
- 3 出席者 [委 員] 十河章・為国真理・米田裕二・名出美紀・多田隆生・西田正己  
梶河昭・間島是武・江口キミコ・谷幸夫・南智香・國方光廣  
藤井可郭・榎垣満・壺井邦子・柳瀬治夫・真鍋芳樹・山本孝広  
多田将人・石原裕二  
[事務局] 東直行・川田涼子・國方秀樹・山下昌美・鎌野由佳・磯崎 淳子  
高橋真理恵・古市真理・廣瀬浩
- 4 議 題 (1) 平成28年度の運営報告について  
(2) 平成28年度の業務評価について  
(3) 平成29年度の運営計画について  
(4) その他

5 会議の内容は次のとおりである。

発言者	意見概要
(事務局)	<p>ただいまから、平成29年度第1回さぬき市地域包括支援センター運営協議会を開会します。</p> <p>本協議会は、介護保険法115条の46に基づいてさぬき市が設置した地域包括支援センターについて、委員みなさまの意見を踏まえて、適切、公正かつ中立的な運営を確保することを目的に、年2回開催しているものです。</p> <p>まず、開会にあたりまして、会長よりごあいさつをお願いします。</p>
(会長)	(あいさつ)
(事務局)	<p>本協議会の会議は、さぬき市地域包括支援センター運営協議会設置要綱第5条第2項の規定により、過半数の出席をもって開くことになっており、会議が成立していることをご報告いたします。</p> <p>また、会長が会議の議長となることになっておりますので、以降の議事は、会長をお願いします。</p>
(議長)	<p>次第に基づきまして議事を進めます。</p> <p>まず、「平成28年度運営報告」及び「平成28年度業務評価」について、資料の2ページから57ページまで、事務局から説明をしてもらって、質問や意見をいただき、次に「平成29年度運営計画」について同様に質問や意見をいただく方法で進めたいと思います。</p> <p>そういう進め方でよろしいでしょうか。</p> <p>(特に意見なし)</p> <p>それでは、そのように進めてまいります。</p> <p>まず、「平成28年度運営報告」及び「平成28年度業務評価」について、事務局の説明を求めます。</p>
(事務局)	<p>(事務局説明 議題(1)平成28年度運営報告について 議題(2)平成28年度業務評価について)</p>
(議長)	<p>ただいまの説明について、まず、資料2ページから16ページにつきまして、質問、御意見がありましたらお願いいたします。</p>
(委員)	<p>6ページのケアプラン作成の状況について質問させていただきます。</p> <p>平成28年4月分のケアプラン作成件数は、居宅介護支援事業所に委託して行ったものが148件、地域包括支援センターが直営で行ったものが455件となっています。一方、平成29年3月分は、委託して行ったものが196件、直営で行ったものが418件で、委託件数が約50件増え、</p>

(事務局)	直営件数が約30件減っていますが、その理由を教えてください。
(委員)	平成28年度の職員の状況のところの説明させていただいたと思いますが、年度の途中で正規職員が1名減ったこと、また、平成28年度から介護予防・日常生活支援事業や新しい包括的支援事業を開始したことから、委託できる場合については、積極的に委託を行ったことによるものです。
(事務局)	平成29年度についてはどうですか。
(事務局)	平成29年度の職員の状況につきましては、この後説明させていただきますが、平成28年度末の嘱託職員退職に伴う職員の補充ができていないという理由もありますので、平成29年度についても、引き続き、委託できる場合については、委託を行いたいと考えています。
(委員)	もう1点お聞きします。要介護被保険者の方が認定更新により要支援と認定され、地域包括支援センターが居宅介護支援事業所を紹介する場合、公正・中立性の確保が必要かと思いますが、どういうふうに事業所を選択しているのでしょうか。
(事務局)	公正・中立性の確保の観点から、まずは、本人になじみのケアマネジャーがいるか、親族を担当しているケアマネジャーがいるかなどを確認し、市内の居宅介護支援事業所の一覧表を提示して、意向も確認したうえで、特に希望する事業所がないという場合、本人の居住地等も勘案して事業所を提案しています。
(委員)	16ページの介護予防・日常生活支援総合事業についてお聞きします。 さぬき市では平成28年4月から総合事業を開始しています。総合事業では市町村独自の多様なサービスを導入できる仕組みに変わったのですが、47ページの平成28年度の事業費の決算額を見ますと総合事業に係る事業費が新たに計上されています。財政上問題はないのでしょうか。
(事務局)	47ページの決算額の資料では、平成27年度には計上していなかった事業費が、平成28年度には新たに計上されていますが、これは、平成28年度の総合事業の開始に伴い、平成27年度まで同じ介護保険事業特別会計の中の他の費目に計上していたものを、平成28年度からこの費目に計上するよう変更したことに伴うものです。また、国の交付金の割合など事業費の財源内訳にも変更はございません。
(議長)	他に質問、御意見はありませんか。 (質問等なし)
(議長)	では続きまして、資料17ページから37ページにつきまして、質問、御意見がありましたらお願いいたします。
(委員)	権利擁護の事例について質問します。 毎回事例の紹介をいただいて参考になりますが、紹介していただいた後

<p>(事務局)</p>	<p>の対応の状況についてお聞きしたいと思います。</p> <p>簡単に解決しない事例が多くなってきています。</p> <p>高齢者だけではなくその家族も問題を抱えている場合もあり、その場合、問題の内容によっては、地域包括支援センターの担当だけではなく、市の生活保護の担当者、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業の担当者など様々なサービスの担当者が集まってケース会議を開催し対応を検討して支援しています。なかなかすぐに解決とまではいきませんが、最低限の生活ができるように対応しているのが現状です。</p> <p>また、高齢者本人がサービスの利用を拒否する場合もあり、非常に苦慮しています。その場合、民生委員や近所の方などの協力もいただきながら支援しているのが現状です。</p>
<p>(委員)</p>	<p>26ページの権利擁護業務の中の成年後見制度の活用促進では、市長による申立てを1件手続き中という記載があります。先程紹介いただいた事例には、対応結果として、認定結果を受け甥とサービス契約を進めるが本人は必要性を感じておらず利用希望なしとあります。この事例を見ますと、幻聴や妄想的な症状ありとの記載がありますから、本人の判断能力がどの程度あるのかと思います。こういう事例についてもやはり成年後見の申立てを市長の方でやっていただいて、成年後見人がサービス契約を締結するような方法が考えられないのかなと思うのですが、この事例の場合にはそういった対応はされないということになるのでしょうか。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>この事例の方については、本人の甥がキーパーソンとしていますので、成年後見制度の利用が必要となった時には、親族による申立てということで進めていくことになると思います。</p> <p>ただ、妄想や幻聴といった症状がこの方にはあるものの、定期的に自分でタクシーに乗って買物に行き、金銭の管理も自ら行うなど、日常生活において生命に危険がある方ではありませんので、見守りのサービスを導入すれば効果が大きいのかなと考えています。</p>
<p>(議長)</p>	<p>それでは、続きまして、資料38ページから49ページまで、質問、御意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(質問等なし)</p>
<p>(委員)</p>	<p>それでは、続きまして、資料50ページから57ページまで、センターの業務評価について、質問、御意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>地域包括ケアシステムの深化・推進のためには地域包括支援センターの担う役割が重要です。評価を見ると数年来同じ状況で、Bと評価された項目がなかなかAに改善されません。何がネックなのでしょう。人員が足りていないのでできないのでしょうか。それとも、別に原因があるのでは</p>

	<p>ようか。市民のため、地域包括支援センターには是非頑張ってもらいたいと思います。</p>
(事務局)	<p>評価自体については、職員の自己評価ですので了承をいただきたいと思 います。全ての評価をAとするのが理想ですが、そうはなっておりません。 また、地域包括支援センターの人員についてですが、嘱託職員の確保に 苦慮しているのが現状でございます。総合相談の対応件数が増加する中、 人員体制の確保に努めていきたいと考えています。</p>
(委員)	<p>地域包括ケアシステムの深化・推進は市民の望むものです。人員が確保 できないというのは答えになっていないと思います。地域包括ケアシステ ムの深化・推進のため、必要な人員体制の確保に努めていただきたいと考 えています。</p>
(事務局)	<p>先日香川県が主催した介護保険担当課長会議では、地域包括ケアシステ ムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律のポイントとして、 地域包括ケアシステムの深化・推進のための取組としての地域包括支援セ ンターの機能強化についての説明がありました。その中には適切な人員体 制の確保についても示されていきましたので紹介させていただきます。</p>
(議長)	<p>他に質問、御意見はありませんか。 (他に質問等なし)</p>
(議長)	<p>ではつづきまして、「平成29年度運営計画」について、事務局の説明を 求めます。</p>
(事務局)	<p>(事務局説明 議題(3)平成29年度運営計画について)</p>
(議長)	<p>ただいまの(3)平成29年度運営計画について質問、御意見がありま したらお願いいたします。</p>
(委員)	<p>61ページの職員の担当業務についてですが、先程説明がありました職 員の人員体制の確保に関係すると思いますのでお聞きします。 地域包括支援センター職員の国の配置の基準はどうなっていますか。</p>
(事務局)	<p>原則として、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を置くこととさ れています。また、65歳以上の高齢者の数3,000人から6,000 人ごとに保健師、社会福祉士及び介護支援専門員をそれぞれ1名置くべき とされています。</p>
(委員)	<p>地域包括支援センター職員の適正な配置については、再々申し上げても 一向に検討いただけないと言わざるを得ません。是非、検討いただきたい と思います。</p>
(委員)	<p>74ページの平成29年度の介護保険事業特別会計歳入歳出予算額につ いてお聞きします。 今後、第7期介護保険事業計画の策定に入りまして、来年の2月か3月</p>

	<p>には議会の承認をいただいて保険料の額が決まります。予算額を見ますと、保険料がいったいいくらになるのかなと思います。毎年高齢者の数が増え、受給する人が増えているので仕方がないと思いますし、地域包括支援センターの職員が熱心に事業に取り組んでいるからだと思いますが、事業費を抑制することも必要だと思います。</p> <p>それから、61ページの職員の担当業務を見ますと、嘱託職員は皆専門職ですよ。専門職ですから事務職員より給料は高いのでしょうか。</p> <p>(委員) 嘱託職員の報酬については市で定めていますが、専門職の職員の報酬は事務職の職員の報酬より若干高く設定させていただいています。</p> <p>しかしながら、嘱託職員の確保には苦慮しているところです。また、正規職員の専門職の補充についても難しくなっていますが、配置のお願いを続けていきたいと考えています。</p> <p>(議長) 2人の委員から御意見がありましたように、地域包括支援センターの適切な人員体制の確保が必要ですので、さぬき市として十分検討いただきたいと思います。</p> <p>他に平成29年度の事業計画について御意見、ご質問等ございませんか。 (他に質問等なし)</p> <p>(議長) それでは、以上で議事の進行を終えさせていただきます。この後の進行は、事務局のほうでお願いします。</p> <p>(課長) 御協議ありがとうございました。</p> <p>次回の会議は、来年2月ごろの開催を予定しています。また、日程等が決まりましたら御案内をいたしますのでよろしくをお願いします。</p> <p>それでは、本日公布しております資料の中で、「権利擁護に関する事例」につきましては、回収させていただきますので、御協力をお願いします。</p> <p>これもちまして、平成29年度第1回さぬき市地域包括支援センター運営協議会を閉会します。</p>
--	---

## 附属機関等の会議結果の報告様式について

附属機関等の会議の結果につきましては、これまで各機関の任意様式で内容報告をしていただいておりますが、今後は記載例のとおり各委員の発言内容までを記載した内容とし、会議の流れが分かる結果の報告をお願いします。

なお、「附属機関等の会議の結果概要」（別紙4）については「議題及び結果」の欄に、【**別紙のとおり**】と記載し、これまでどおり提出ください。

別紙4－1は、記載例に従い**ワード**で作成してください。

### ■会議の内容について

- ・会議の内容については、発言者の言葉を要約し、会議開始から終了までを記載してください。
- ・発言者は、（事務局）（委員）（議長）等とし、氏名は記載しないこととします。

■結果は、会議終了後30日以内に生活環境課までメールで報告してください。